

第27期決算公告

平成29年6月5日

札幌市中央区北1条西6丁目
株式会社JT北海道
代表取締役社長 笹本 潤一

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,172,780	流動負債	4,956,812
現金及び預金	346,087	営業未払金	3,173,124
営業未収金	2,775,076	未払金	162,801
未渡クーポン	149,338	未払費用	220,796
棚卸資産	3,352	未払法人税等	1,709
営業前払金	136,232	未払消費税等	26,188
前払金	20,070	営業前受金	1,339,545
前払費用	27,127	預り金	32,645
繰延税金資産	81,937		
未収収益	2,428	固定負債	558,323
短期貸付金	2,569,540	預り保証金	26,596
未収金	56,185	退職給付引当金	526,513
立替金	5,403	役員退職慰労引当金	4,330
		繰延割賦利息	884
固定資産	811,612		
有形固定資産	158,030	負債合計	5,515,136
建物附属設備	102,460	純資産の部	
器具備品	55,569	株主資本	1,469,256
		資本金	100,000
無形固定資産	56,063	資本剰余金	124,830
ソフトウェア	55,220	資本準備金	14,830
電話加入権	843	その他資本剰余金	110,000
投資その他の資産	597,518		
投資有価証券	11,500	利益剰余金	1,244,425
差入保証金	386,971	利益準備金	37,669
長期前払費用	12,148	その他利益剰余金	1,206,756
繰延税金資産	181,898	別途積立金	628,000
出資金	5,000	繰越利益剰余金	578,756
		(うち当期純利益)	(43,454)
		純資産合計	1,469,256
資産合計	6,984,392	負債・純資産合計	6,984,392

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

(a) 時価のないもの 移動平均法による原価法を適用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を適用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を適用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を適用しております。

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(3) その他

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度の期首から適用しております。